⑷　試験地　次の表の「受験者の区分」に掲げる受験者に応じ、「試験地」に定める地とする。

受験者の区分	試験地
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都　横浜市 さいたま市　千葉市　水戸市　宇都宮市　前橋市　静岡市　甲府市　長野市　新潟市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市 神戸市　奈良市 大津市　和歌山市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　津市 岐阜市　福井市 金沢市　富山市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市 岡山市　鳥取市 松江市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　佐賀市 長崎市　大分市 熊本市　鹿児島市 宮崎市　那覇市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市 山形市　盛岡市 秋田市　青森市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　函館市 旭川市　釧路市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　徳島市 高知市　松山市

⑸　第１次試験合格者発表　平成25年10月10日（木）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

２　第２次試験

⑴　対象者　第１次試験の合格者

⑵　方法　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日　平成25年10月18日（金）から同月31日（木）までの間で、第１次試験合格者に送付する第２次試験人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地　第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。

３　最終合格者発表　平成25年11月15日（金）に、第１次試験を受験した地にある地方裁判所に試験地及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、高等裁判所の管轄区域ごとに作成し、最終合格者を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。

第７　受験申込手続

１　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で平成25年５月24日（金）から交付する。

なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「一般職試験（高卒者試験）受験案内請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

２　受験申込先　第１次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所

３　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、本人の写真（申込前３箇月以内に、脱帽、正面向き、上半身を撮影したもので、縦４センチメートル、横３センチメートルのもの）１枚を貼付して、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「高卒者試験受験」と朱書する。

４　申込受付期間　平成25年７月16日（火）から同月25日（木）まで

なお、平成25年７月25日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

５　受験申込受理後の試験地の変更禁止　受験申込みが受理された後は、申込時に選択した試験地の変更は、認めない。

第８　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、受験申込先に行うこと。

２　試験の詳細については、別に作成する受験案内（高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で平成25年５月24日（金）から交付）を参照のこと。

平成25年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）の受験資格の認定について

平成25年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）の受験資格の認定について、次のとおり定める。

平成25年５月22日　　最高裁判所

１　平成25年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）公告第４受験資格の項の１の⑵の「最高裁判所が⑴に掲げる者に準ずると認める者」は、次に掲げる者とする。

⑴　平成25年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める義務教育を終了した日から起算して２年以上５年未満の者であって、平成25年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）公告第４受験資格の項の１の⑴に該当しないもの

⑵　平成25年４月１日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して５年を経過した者であって、次に掲げるもの

ア　学校教育法に基づく高等専門学校の第３学年の課程を修了した者であって、平成25年４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び平成26年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

イ　学校教育法第90条第２項の規定に基づき大学に入学したことのある者であって、平成25年４月１日において、大学に入学した日の翌日から起算して２年を経過していないもの

ウ　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第２号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者であって、平成25年４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び平成26年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

エ　学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第３号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）であって、平成25年４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び平成26年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

オ　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者であって、平成25年４月１日において、当該試験に合格した日の翌日から起算して２年を経過していないもの

カ　独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科の卒業者であって、平成25年４月１日において、当該本科を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び平成26年３月31日までに当該本科を卒業する見込みがある者

⑶　外国において学校教育における12年の課程を修了した者であって、平成25年４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び外国において平成26年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

⑷　昭和23年文部省告示第47号第20号から第22号までに規定する資格を有する者であって、平成25年４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して２年を経過していないもの

⑸　昭和23年文部省告示第47号第23号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、平成25年４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び平成26年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

⑹　昭和56年文部省告示第153号第１号に規定する検定に合格した者であって、平成25年４月１日において、当該検定に合格した日の翌日から起算して２年を経過していないもの、同告示第２号から第４号までに規定する課程を修了した者であって、平成25年４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び平成26年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者